

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年六月三十日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
戸田市	令和二年八月五日及び同月六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	戸田市役所南側駐車場
蕨市	令和二年八月十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蕨市民会館駐車場
東秩父村	令和二年八月二十日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	東秩父村役場前駐車場
狭山市	令和二年八月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市市民会館駐車場
	令和二年八月二十六日及び同月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	農村環境改善センター駐車場
	令和二年八月二十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	智光山公園正面駐車場

	秩父市		小鹿野町	皆野町		横瀬町	長瀨町	和光市
	令和二年九月十五日	令和二年九月十四日	令和二年九月十一日	令和二年九月十日	令和二年九月九日	令和二年九月八日	令和二年九月七日	令和二年九月一日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
秩父市役所荒川総合支所駐車場	大滝振興会館駐車場	小鹿野総合センター駐車場	小鹿野町役場両神庁舎駐車場	皆野町役場駐車場	横瀬町活性化センター駐車場	横瀬町総合福祉センター駐車場	長瀨町中央公民館駐車場	和光市役所駐車場

富士見市	越生町							
	令和二年九月二十九日	令和二年九月二十八日	令和二年九月二十五日	令和二年九月二十四日	令和二年九月二十三日	令和二年九月十七日及び 同月十八日	令和二年九月十六日	
	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
	越生自然休養村セ ンター駐車場	越生町中央公民館 駐車場	原谷公民館駐車場	大田公民館駐車場	尾田蒔公民館駐車 場	影森公民館駐車場	秩父市役所駐車場	秩父市役所吉田総 合支所駐車場
令和二年十月十四日及び 同月十五日								
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで								
富士見市役所本庁 舎前駐車場								

新座市	朝霞市	志木市	ふじみ野市	
令和二年十一月十二日 及び同月十三日	令和二年十月二十六日 及び同月二十七日	令和二年十月二十二日	令和二年十月二十日	令和二年十月十九日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
新座市民会館駐車 場	朝霞市産業文化セ ンター第二駐車場	志木市健康増進セ ンター駐車場	ふじみ野市役所公 用車駐車場	ふじみ野市大井総 合支所駐車場